

令和2年度「店舗改修等補助事業」のお知らせ

小平市内の店舗で小売業等を営む個人または法人が、市内建設業者を利用して店舗の改装・改修を行う際、その費用の一部を補助します。

【補助内容】

- 1.事業内容 店舗の改装・改修にかかる対象費用の4分の3を補助。最大15万円。
2.募集件数 14件程度。(予算の範囲内で先着順に受付)

【補助対象工事】

- (1) 内装仕上工事
 - ・床、内壁、天井のクロス張替え
 - ・扉、ふすま、サッシ等の交換
 - ・畳の交換
 - ・室内のバリアフリー化
 - (2) 給排水工事
 - ・厨房、台所の改修
 - ・浴室、洗面所の改修
 - ・雨どいの修繕
 - ・トイレの高性能化
 - (3) 電気工事
 - ・照明のLED化
 - ・コンセントの増設
 - (4) 塗装防水工事
 - ・床、壁面、天井の塗り直し
 - ・外壁の防水
 - (5) 屋根工事
 - ・屋根の葺き替え
 - ・屋上の防水
 - (6) 建築工事
 - ・看板(欄間、袖)の設置
 - ・日よけ、雨よけテントの張り替え
 - (7) その他(内装工事等と併せて行う場合に対象とする)
 - ・給湯設備の増設
 - ・空調、換気設備の設置
- ※車庫や物置など店舗外にかかる改修については対象としない



【対象外工事】

- ・外構工事
- ・害虫駆除、消毒
- ・浄化槽の設置
- ・造園工事
- ・工事を伴わない機械、什器、備品等の購入

【応募方法等】

- 3.応募方法 交付申請書に必要事項を記入のうえ、見積書などの必要書類(裏面をご参照ください)とともに小平商工会にご提出ください。(提出書類は返却しません)

- 4.申込み・問合せ先 小平市小川町2-1268 電話:042-344-2311 小平商工会(担当:菅原)

～くわしくは裏面もご覧ください～

【ご利用条件】【提出必要書類】【手続きの流れ】がございます。

【ご利用条件等】

5.対象者 以下のすべての要件を満たす方。

- (1) 市内で小売業を営む個人、または市内に登録簿上の本店所在地のある法人。
(市内で創業する予定の店舗も含む)
- (2) 小平商工会に加入していること。
- (3) 市税の滞納が無く、関係法令等に違反していないこと。

6対象店舗 市内で小売業等（小売業・卸売業・宿泊業・飲食業・サービス業（理美容業等））を営む店舗。

以下の店舗は対象外とします。

- ①床面積の合計が1,000㎡を超える店舗。
- ②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項または同条第5項に規定する風俗営業を営む店舗。

7.補助対象 市内の建設事業者を利用し、店舗等の改装・改修にかかる費用、または改装・改修に付随する備品の購入。

以下の工事は対象外とします。

- ①すでに実施・発注している工事。
- ②備品等の購入を主目的とした工事。
- ③要する経費が10万円未満（税抜き）の工事。
- ④令和3年2月末日までに完了しない工事。

【応募時に提出する必要書類】

- ①交付申請書（小平商工会ホームページまたは当商工会窓口で用意しています）
- ②改修等に係る見積書等（写し）
- ③店舗の位置がわかる住宅地図等
- ④市税の納税証明書（市民税が記載されているもの）
(ただし、1ヶ月以内に納付していて納付が確認できない場合は、領収書のコピー)
- ⑤施工前の店舗の様子がわかる写真
- ⑥許可書・認可書・登録書・開業届等（写し）
- ⑦（賃借の場合）店舗の改修等にかかる所有者の同意書、当該店舗の賃貸借契約書（写し）
(個人の場合) 店舗の所在がわかる書類（確定申告書・決算書（写し））
(法人の場合) 履歴事項全部証明書（3ヶ月以内に発行されたもの）

【手続きの流れ】

- ①見積依頼（申請希望者が市内の事業者から工事の見積書をとる）
- ②交付申請（必要書類を添付のうえ、商工会へ提出）
- ③交付決定（書類等に不備が無ければ、商工会から校決定通知書を送付）
- ④工事着手（工事発注（交付決定前の発注は補助対象外））
- ⑤工事完了（施工業者への代金支払い）
- ⑥実績報告（必要書類を添付のうえ、商工会に提出）
- ⑦金額決定（工事内容等に不備が無ければ、商工会から額確定通知書を送付し、その後、指定口座に補助金の振込み）